

議案第 2 4 号

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例  
甲府市保健所関係手数料条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 3 5 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第 1 号から第 3 4 号までを次のように改める。

(1) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号） 第 5 5 条第 1 項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 2 9 号）第 3 5 条 第 1 号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	1 件につき 1 6 , 0 0 0 円
(2) 食品衛生法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく 食品衛生法施行令第 3 5 条第 2 号の調理の機能 を有する自動販売機により食品を調理し、 調理された食品を販売する営業の許可の申請 に対する審査	1 件につき 9 , 6 0 0 円
(3) 食品衛生法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく 食品衛生法施行令第 3 5 条第 3 号の食肉販売 業の許可の申請に対する審査	1 件につき 9 , 6 0 0 円
(4) 食品衛生法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく 食品衛生法施行令第 3 5 条第 4 号の魚介類販 売業の許可の申請に対する審査	1 件につき 9 , 6 0 0 円

(5) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号の魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(6) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の集乳業の許可の申請に対する審査	1件につき	9,600円
(7) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の乳処理業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(8) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第8号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(9) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第9号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(10) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円
(12) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第12号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円
(13) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第13号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(14) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第14号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円

(15) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第15号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(16) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第16号の水産製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(17) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第17号の冰雪製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(18) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の液卵製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(19) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(20) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号のみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	16,000円
(21) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	16,000円
(22) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円
(23) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第23号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円
(24) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号の麺類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円

(25) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(26) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 30,000円
(27) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号の冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(28) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 30,000円
(29) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の漬物製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(30) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(31) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号の食品の小分け業の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(32) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号の添加物製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(33) 及び (34) 削除	

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 提案理由

食品衛生法等の一部改正による営業許可に係る業種の見直しに伴い、当該業種に係る手数料の額を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。